

【書式49-2】間接強制申立書（民事執行法173条の場合）

間接強制申立書

収入  
印紙

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第21部 御中

債権者代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり（※省略）

申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙物件目録（※省略）記載1の建物を収去して同目録記載2の土地を明け渡さなければならない（債務名義表示の作為義務を記載）。
- 2 債務者が本決定送達の日から〇日以内に前項記載の義務を履行しないときは、債務者は債権者に対し、上記期間経過後の翌日から履行済みまで1日につき金〇〇万円の割合による金員を支払え。

申立ての理由

- 1 債務者は、債権者に対し、下記事件の執行力ある債務名義の正本に基づき、申立ての趣旨第1項のとおり建物の収去土地明け渡義務があるにもかかわらず、これを履行しない。
- 2 本件建物はガソリンスタンドであって収去に特殊技術を要し、収去費用の見積額も〇〇〇万円と極めて高額であるため、債権者は、債務者の自発的履行を促すために直接強制によらず間接強制を申し立てるものである。また、債務者は現在も同所において営業を継続していて、その営業利益は概算で月〇〇万円である一方、地代相当損害金額は月額〇万円であるため、債務者の自発的な収去を期待できない状況にある。本件のような場合の債権者の損害額は・・・（損害額の根拠を記載）・・・と算出され、制裁金は少なくとも1日当たり金〇〇万円とすることが効果的である。以上の各事情を考慮して、申立ての趣旨第2項記載のとおり支払予告金を定めることを求めるものである。  
よって、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

記

東京地方裁判所 令和〇〇年（ワ）第〇〇〇〇号〇〇等請求事件の判決

添付書類

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 1 執行力のある判決正本 | 1 通                 |
| 2 上記送達証明書    | 1 通                 |
| 3 報告書        | 1 通 ※支払予告金の算定に関する資料 |